

体育協会主催大会等での 有料公園駐車場使用料の支援について

○公園駐車場有料化

市立公園内に設置されている駐車場は、その多くが駐車可能台数の不足や、駐車スペース外への駐車、路上駐車など、駐車場環境の改善や利便性向上が必要となっています。このような状況に対して、市では公園内駐車場の拡張整備により、駐車場環境の向上を進めるとともに、一部有料化を行い、整備費用の財源確保と利用の適正化を図ることとしています。

○本市のスポーツ施設について

多摩市では、市立公園内に多くのスポーツ施設が設置されています。これらの公園内にあるスポーツ施設では、多摩市主催のスポーツ大会等だけではなく、一般財団法人多摩市体育協会（以下「体育協会」という。）やその加盟団体が主体となって、多くの市民が参加するスポーツ大会や講習会等が開催され、本市のスポーツ競技レベル向上、健康づくりやスポーツを通じた新たなコミュニティ形成などに寄与してきました。



現在、少子高齢化の影響もあり、このような大会等の開催を担う大会役員や審判などの担い手不足が課題となっており、行政として市民の自主的な活動を支援することが求められています。一方で、令和5年度より各種スポーツ施設が設置されている公園駐車場の有料化が前述のような理由から段階的に開始されています。

有料化対象公園一覧（予定含む）

有料化対象一覧（予定）

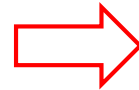
公園名現行	台数	拡張予定	園内体育施設	
愛宕東公園	6	あり	庭球場	
一本杉公園	100		野球場、庭球場	
大谷戸公園	17	あり	キャンプ練習場	
貝取北公園	10		庭球場	実施済
貝取南公園	6	あり	野球場、庭球場	
諏訪北公園	6	あり	野球場、庭球場	実施済
諏訪南公園	5	あり	野球場兼球技場	
関戸公園	22		野球場	
宝野公園	8	あり	球技場	実施済
多摩東公園	150		武道館、陸上競技場、庭球場	実施済
鶴牧西公園	23			実施済
永山南公園	10		庭球場	実施済
並木公園	10			
奈良原公園	9	あり	庭球場	実施済
連光寺公園	21		庭球場	実施済
和田公園	15	あり	庭球場	令和7年度中実施予定

○具体的な支援内容及び目的について

市民の自主的な活動の持続が危ぶまれる要因の一つである役員等の担い手不足の状況等を踏まえ、多様なスポーツの機会の確保のための環境整備の一環として、体育協会及びその加盟団体が主催する各種大会や講習会等の事業について、経費の一部である駐車場使用料について補助金（スポーツ振興補助金）を支給することで、地域のスポーツ団体が自主的に行うスポーツ振興の取り組みを支援することを目的とする。

○支援内容

駐車場使用料の一部を補助



○目的

地域の自主的なスポーツ振興の取り組みを支援

○金額

- ・ 体育協会が提出する年間駐車場使用計画に基づく金額 **上限60万円**（体育協会加盟全団体の合計）
- ・ 車一台当たり**300円を上限**

○対象者

- ・ 多摩市体育協会及びその加盟団体の主催大会等における役員・審判・その他運営に携わる者とする
- ・ 選手と兼務の場合、役員等での従事時間の割合が大会全体を通して5割を超えることを条件とする

○補助金額根拠

<車一台当たりの支援額>

- ・ 事前準備や大会当日など負担が大きく、担い手の確保が課題となっている役員の従事時間を基準に支援額を決定
- ・ ただし、公園駐車場有料化の趣旨や利用者負担の観点から1台当たり300円を上限に支援する。

<上限額根拠>

既に公園駐車場が有料化されている公園を利用している体育協会加盟団体への調査により、年間の役員等の駐車場利用台数は概算で1,970台との結果が出ている。一台当たりの支援額が300円であるため、利用上限額を60万円とする。

○金額

- ・免除

○対象者

- ・役員・審判・その他運営に携わる者とする
- ・選手と兼務の場合、役員等での従事時間の割合が大会全体を通して5割を超えることを条件とする

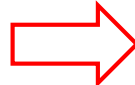
○多摩市民スポーツ大会と体育協会主催事業の違いについて

市民体育大会は、市主催事業のため、業務委託先の体育協会及びその加盟団体の役員・審判・ボランティア等は、業務として市民体育大会に従事しているため減免という整理になります。したがって、専ら選手として参加する方は減免対象者とはなりません。前年度、選手兼務でも大会時間中の大半を役員等として従事しているというご意見を複数いただいたため、令和7年度は、選手であっても役員等での従事時間の割合が大会全体を通して5割を超える場合は、免除対象とする運用に変更します。

一方で、体育協会主催事業については、体育協会及びその加盟団体の自主的な活動であるため、多摩市立公園内駐車場の管理運営に関する条例施行規則に定める減免の対象とはならない。そのため、補助金として駐車場使用料の原資として支給することで、体育協会の活動を支援する。

市民体育大会 免除

理由



市業務として駐車場を使用するため

体育協会主催事業 補助金による支援



自主的な活動であるため

運用方法について

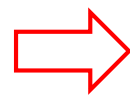
○運用方法

支援方法は、補助金であるため現金の支給となるが、小銭の大量管理や大量の領収書のチェックによる事務負担の軽減や利用状況管理の観点から、実際の運用としては、1枚100円分の駐車サービス券を1台当たり3枚を上限に支給する運用とする。体育協会は、四半期ごとの駐車場利用実績に基づき補助金を原資に使用料を支払う。

<概念図>

【役員・審判等】

退場時**駐車サービス券**を利用
※不足額は各自負担



【体育協会】

四半期ごとに駐車場利用実績に基づき
補助金を原資に市に使用料を支払う

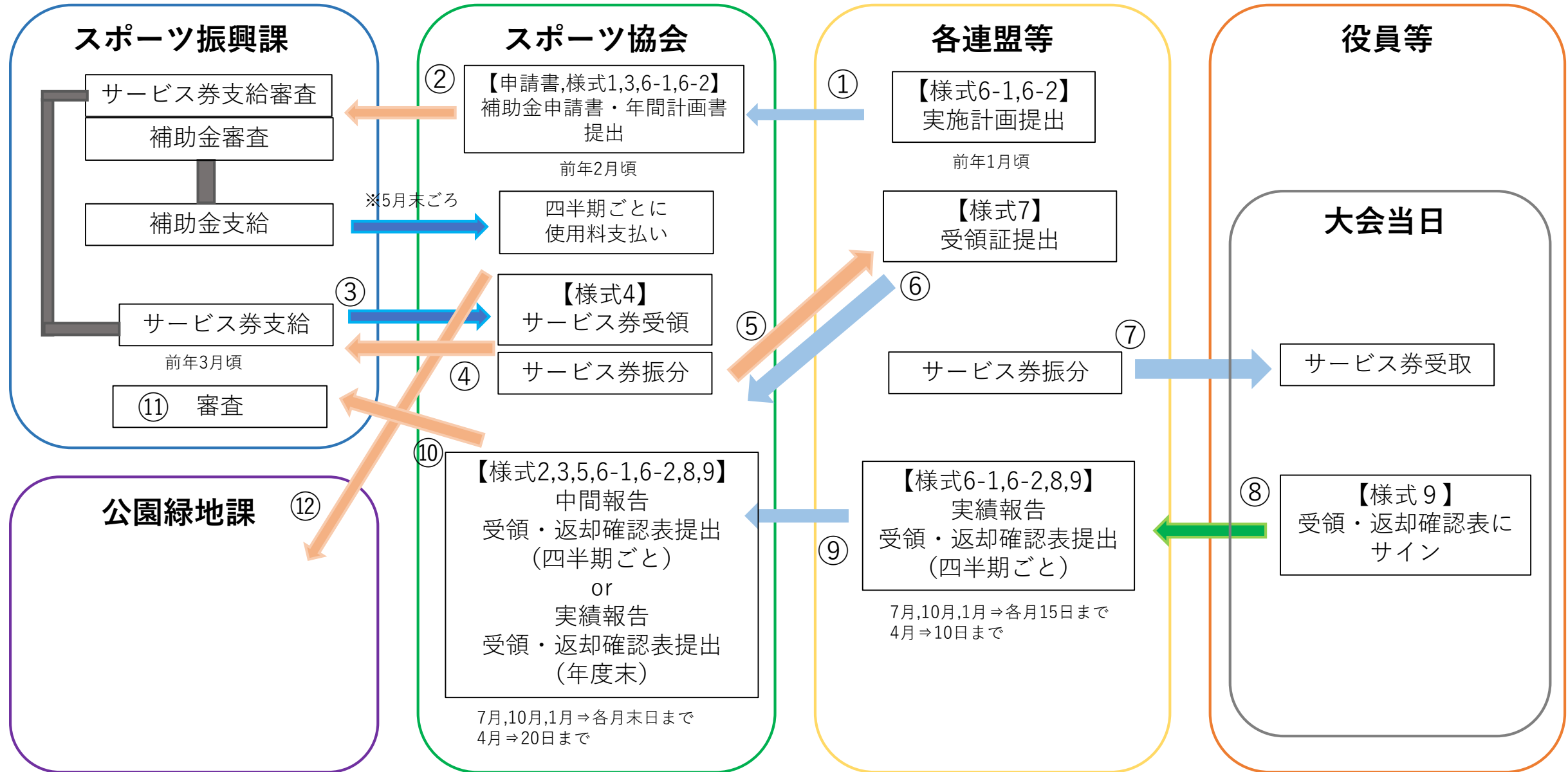
※補助金は第1四半期中に市から体育協会へ支給

○駐車場利用状況の管理について

100円サービス券で支給することにより、スポーツ振興課において、専用のシステムで利用公園別に利用日・利用チケット枚数を確認できるようになり、体育協会の提出する利用実績とデータを突合することにより、大会当日に使用されたか、会場公園で使用されたかなどをチェックすることが可能となる。

○事務手間軽減

現金での運用となると、大量の小銭を管理しなくてはならない。また、システムでの利用状況チェックができないため、1台ごとに領収書が必要となり、市・体育協会双方が2,000枚以上の領収書をチェックしなくてはならない。そのため、駐車場サービス券を使用する。



3月末

- （仮称）駐車場サービス券概算支給申請書提出（スポーツ協会）

4月中旬

- 大会等年間計画提出【様式6-1, 6-2】（各連盟）

4月末

- スポーツ振興補助金申請必要書類＋【様式1, 3, 6-1, 6-2】年間駐車場利用計画書など】（スポーツ協会）
 - ・事業予算書、定款及び役員、加盟団体名簿、補助事業の効果説明書
 - ・事業計画書（年間駐車場利用計画書）など **※詳細はP.8を参照**
- 駐車場サービス券受領【様式4】（スポーツ協会）
- 駐車場サービス券振り分け・受領【様式7】（スポーツ協会・各連盟）

5月（スポーツ推進審議会審議）

7月、10月、1月の各月末日までにスポーツ協会が市に提出

- 第1～3四半期実績関係書類【様式6-1, 6-2, 8, 9】（各連盟）
- 中間報告書【様式2, 3, 5, 6-1, 6-2, 7, 8, 9】（体育協会）

※別途、スポーツ協会は四半期ごとの実績に基づき、市に駐車場使用料を支払う（請求書記載の期日まで）

翌年4月の20日までにスポーツ協会が市に提出

- 第4四半期報告関係書類【様式6-1, 6-2, 9, 10】（各連盟）
- スポーツ振興補助金実績報告必要書類＋年間駐車場利用実績報告書【様式2, 3, 5, 6-1, 6-2, 7, 8, 9】（スポーツ協会）

時期	スポーツ振興課	スポーツ協会	各連盟等	役員等
前年1月			P.8①の説明 【様式6-1】を作成。スポーツ協会に提出 ・有料公園駐車場を使用する大会等のみ記載 ・サービス券使用枚数欄には開催期間中の合計を記載。様式7のサービス券使用枚数の合計と一致させること（複数枚ある場合は、その合計と一致させること） ・大会期間が複数の四半期（4~6月,7~9月,10~12月,1~3月）に跨る場合は、四半期ごとに大会等を分けて記載（例：〇〇大会（第〇四半期）、〇〇大会（第〇四半期）など） 【様式6-2】を作成。スポーツ協会に提出 ・大会・講習会等ごとに作成。同一大会で複数日開催の場合は開催日ごとに作成。また、同一開催日で複数箇所の有料公園駐車場を利用する場合は、開催場所別にさらに分けて作成。	
前年2月		P.8②の説明 【様式1】作成。市に提出 【様式3】作成。市に提出 ・サービス券使用枚数欄は、各連盟等から提出された様式6のサービス券使用枚数欄の合計と一致させること 【様式6-1,6-2】を市に提出 ※その他スポーツ振興補助金要綱に基づいた必要書類を提出		

時期	スポーツ振興課	スポーツ協会	各連盟等	役員等
前年3月	サービス券支給審査。（～3月中） 補助金支給審査（～5月頃） P.8③の説明 審査決定後、「スポーツ協会主催事業 駐車サービス券交付決定（通知）」、 「駐車場サービス券使用規定」をス ポーツ協会に郵送。	P.8④の説明 スポーツ振興課窓口で、駐車場サー ビス券を受領【様式4】 ・様式4は市で用意します。窓口で必 要事項を記載していただきます。なお、 手続きには会長の署名又は代表者印が 必要になります。 ・通知に添付されている「駐車場サー ビス券使用規定」の内容については、 各連盟等、大会役員等に周知を徹底し てください。 P.8⑤の説明 駐車場サービス券を各連盟等に振り分 け。【様式7】受領証を受け取る ・様式7は市に提出するまで保管して ください	P.8⑥の説明 スポーツ協会から駐車場サービス券を 受領。【様式7】受領証をスポーツ協 会に提出。 ・各連盟の者であれば、受領者が誰か は問いません ・必要に応じて受領証のコピーを控え てください	

時期	スポーツ振興課	スポーツ協会	各連盟等	役員等
大会・講習会当日			P 8 ⑦の説明 駐車場サービス券を役員等に振り分け。【様式 9】管理表を作成する ・様式 9 はスポーツ協会に提出するまで保管してください	P 8 ⑧の説明 大会当日に、各連盟等から駐車場サービス券を受領。【様式 9】管理表の受領欄に署名。 大会終了後当日、使用しない駐車場サービス券がある場合は【様式 9】管理表の返却欄に署名し、サービス券を返却してください。
7 月 1 0 月 1 月 翌年 4 月			P 8 ⑨の説明 以下、各月15日（4月は10日）までに提出。 【様式6-1】を作成。スポーツ協会に提出。 ・四半期ごとに作成 ・様式上部の第○四半期に○で囲み、該当の数字を入れる（例：4～6月の実績であれば、「1」を記載） ・大会期間が複数の四半期（4～6月,7～9月,10～12月,1～3月）に跨る場合は、四半期ごとに大会等を分けて記載（例：○○大会（第○四半期）、○○大会（第○四半期）など） 【様式6-2】を作成。スポーツ協会に提出 ・大会・講習会等ごとに作成。同一大会で複数日開催の場合は開催日ごとに作成。また、同一開催日で複数箇所の有料公園駐車場を利用する場合は、開催場所別にさらに分けて作成。 ・サービス券の紛失、目的外使用などの不備があった場合、備考欄に大会名、日時、紛失枚数、原因などわかる範囲で詳細に記載してください。	

時期	スポーツ振興課	スポーツ協会	各連盟等	役員等
7 月 1 0 月 1 月 翌年 4 月		P 8 ⑩の説明 以下、各月の末日までに提出（4月は20日まで） 【様式 2】作成。市に提出 【様式 3】作成。市に提出 ・サービス券使用枚数欄は、各連盟等から提出された様式 6 のサービス券使用枚数欄の合計と一致させること 【様式 5】作成。市に提出 ・返却枚数は、各連盟の様式 9 の返却枚数の合計と一致させること ・サービス券の紛失、目的外使用などの不備があった場合、備考欄に大会名、日時、紛失枚数、原因などわかる範囲で詳細に記載してください。 【様式 6-1, 6-2, 7】を市に提出 ※その他スポーツ振興補助金要綱に基づいた必要書類を提出 P. 8 ⑫の説明 公園緑地課に使用料支払い（請求書の支払い期限まで）	P 8 ⑨の説明の続き 【様式 8】を作成。スポーツ協会に提出。 ・サービス券の返却がある場合のみ作成・提出 ・サービス券の紛失、目的外使用などの不備があった場合、備考欄に大会名、日時、紛失枚数、原因などわかる範囲で詳細に記載してください。 ・返却枚数は、様式 9 の返却枚数の合計 + 予備分枚数の一致させること	

時期	スポーツ振興課	スポーツ協会	各連盟等	役員等
7月 10月 1月 翌年4月	P.8⑪の説明 提出された報告内容と駐車場管理システムの内容（利用日、利用公園、利用枚数）に相違がないか確認。相違がある場合は、スポーツ協会に報告・調査依頼 事案例：スポーツ協会から提出された報告内容では、○月○日のA公園での駐車場サービス券使用枚数が100枚だったが、システム上では98しか使用されていないことが判明 対応：サービス券の返却を申告していない役員等がいると推測。スポーツ協会は、様式6-1,6-2,9を確認し、人物を特定する。 ※もし、調査しても実態把握が困難だった場合は、様式2に調査内容等を記載し、改めて市に提出 スポーツ振興補助金の精算事務	市に提出した報告内容と駐車場管理システムの内容（利用日、利用公園、利用枚数）に相違がある場合は調査を行う。 スポーツ振興補助金の精算事務 ・使用実績分以外は補助金を返還 ・目的外利用等の費用は全額負担 例：報告書50枚＞システム48枚 ⇒補助金額は4800円 例：報告書50枚＞システム52枚 ⇒補助金額額は5000円 ※不足の200円はスポーツ協会負担	スポーツ協会の調査に協力	スポーツ協会の調査に協力